

第6編 財務(大月都留広域事務組合長期継続契約を
締結することができる契約を定める条例施行規則)

○大月都留広域事務組合長期継続契約を
締結することができる契約を定める条例施行規則

(平成17年7月29日規則第2号)

改正 平成31年2月14日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、大月都留広域事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組合長が特に認めるものとして長期継続契約できる契約)

第2条 条例本則第3号に定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるもの

(長期継続契約の期間)

第3条 条例本則各号に定める契約の期間は、次に定めるとおりとする。

- (1) 条例本則第1号アに係るもの 当該契約に係る機器又は車両ごとの耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1及び別表第2に規定する耐用年数をいう。以下同じ。)に1.2を乗じて得た年数以内
- (2) 条例本則第1号イに係るもの ソフトウェアを導入しようとする機器の契約年数以内
- (3) 条例本則第2号アに係るもの 保守点検等をしようとする機器(ソフトウェアの運用保守の場合は、当該運用保守をしようとするソフトウェアを導入している機器)又は設備の契約年数以内
- (4) 条例本則第2号イに係るもののうち、施設包括的運営管理業務に係るもの 10年以内
- (5) 条例本則第2号イに係るもののうち、前号以外に係るもの 3年以内
- (6) 条例本則第2号ウに係るもの 3年以内
- (7) 条例本則第3号に係るもの 契約の性質又は目的に応じ組合長が必要と認める期間

附 則

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月14日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。